

# 北海道地区大学図書館協議会事業委員館細則

平成27年 8月21日制定

第1条 規約第7条の事業委員館の事業は、この細則による。

第2条 事業は、総会で決議を経たものを推進する。

第3条 事業を推進する機関として、委員会等を設置する。

第4条 事業委員館は、以下の委員会等の委員館とする。

- (1) 相互利用促進事業運営委員会

附 則

この細則は、平成27年8月21日から施行する。